

〔吾妻鏡 四十九〕正元二年○文應元年五月十六日癸未、御惱○將軍宗尊親王御祈禱、被行鬼氣并御夢祭等、十八日乙酉將軍家御惱令復本御、

〔書言字考節用集 八〕言辭魘字彙、眠内不詳也、訥會驚夢也、氣窒心懼而神亂則魘

〔倭訓栞 前編三十一〕むねにておく○中

〔梅園日記 二〕夢魘

胸に掌を置いて寝れば、必ず驚恐の夢あり、

俗に胸に手をおきて寝、又梁の下に寝ぬれば、おそはるといふは、久しきならばし也。源氏物語御幸卷に、夢にとみしたる心ちして侍てなんむねに手を置たるやうに侍と申給ふ。湖月抄に、おびゆる心なりとあり、又誹諧紅梅千句に、樂寢にはおそはれましや小夜枕といふ句に、胸にある手をのけてのびする、とつけたり、又俗に左右の手の拇指を屈して、四の指にておさへて寝ぬれば、おそはるゝ事なしといふは、病源候論二十云、卒魘者屈也、謂夢裏爲鬼邪之所魘屈也、養生方導引法云、拘魂門、制魄戶、名曰握固、法屈大拇指著四小指内、抱之積習不止、眠時亦不復開、令人不魘、聖濟總錄百九十六に、禁夢魘法と題して、此法を載たり又梁の下に寝る事は、文海披沙云、今人寢忌壓梁及當戶、曰能令人魘不寤、淮南子曰、枕戶擗而臥者、鬼神蹙其首、則知俗忌久矣、千金方道林養生云、臥勿當舍脊下、また朱子語類鬼神云、雨、風、露、雷、日、月、晝、夜、此鬼神迹也、此是白日公平、正直之鬼神、若所謂有嘯于梁、觸于胸、此則不正邪暗、或有或無、或去或來、或聚或散者、とあり、梁と胸とをいへるを見れば、上の事をいふに似たり、

〔古事談 四〕勇白川院御寢ノ後、物ニヲソハレ御坐ケル頃、可然武具ヲ御枕上ニ可置ト有沙汰テ、義家朝臣ニ被召ケレバ、マユミノ黒塗ナルヲ一張進タリケルヲ、被立御枕上ノ後、ヲソハレサセ御坐ザリケレバ、御感アリテ、此弓ハ十二年合戦ノ時ヤ持タリシト有御尋所、不覺悟之由申ケレバ、上皇頻有御感ケリ、